

第13章 第一審簡易手続に関するコメント

はじめに

中国における民事訴訟第一審手続は、通常手続とは別に、簡易手続によっても審判がなされうる。そのために、中国民訴法は、第2編第13章に157条ないし163条を定めている¹⁾。この中には、2012年中国民訴法改正により創設された、少額訴訟手続の規定(162条)も含まれている。

一 簡易手続の適用範囲

1 管轄

簡易手続につき管轄権を有するのは基層人民法院のみであり、簡易手続により扱われる事件は第一審に限られる。

2 適用事件

簡易手続の利用には、訴訟物の価額による一律の扱いがされているわけではなく、利用が可能な訴訟事件につき、中国民訴157条1項は、①事実が明らかであること、②権利義務関係が明確であること、③争いが深刻でないこと、が必要である旨を定めている。

①にいう事実が明らかである場合とは、訴訟物の存否の判断に必要な事実に関する当事者の陳述が基本的に一致しており、かつ証拠の提出がなされており、改めて証拠を収集する必要がないことを指す。②権利義務関係が明らかなこととは、争いの対象となる権利義務・法律関係がシンプルであることをいうようである。③争いが深刻でないとは、事件の額や是非(請求の当否)、事件についての

1) 改正前までの簡易手続の概要については、小嶋明美『現代中国の民事裁判』(成文堂・2006年)187頁以下。